

○富山県公共海岸占用料等に関する条例

平成11年12月22日

富山県条例第56号

改正 平成12年3月24日条例第25号

平成26年3月26日条例第21号

富山県公共海岸占用料等に関する条例を公布する。

富山県公共海岸占用料等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第11条（法第37条の8において準用する場合を含む。）及び第35条（法第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により知事が徴収する占用料及び土石採取料の額及び徴収方法並びに延滞金に関し必要な事項について定めるものとする。

(平12条例25・一部改正)

(占用料等の額)

第2条 法第7条第1項及び第37条の4又は第8条第1項第1号及び第37条の5の規定による許可を受けた者（公共海岸の土地以外の土地における土石の採取に係る許可を受けた者を除く。）は、別表に定める額の占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び第37条の4の許可に係る占用の期間が1月に満たない場合にあつては、同項及び同条の規定による占用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算出した額に1.08を乗じて得た額の占用料を納付しなければならない。

3 前2項の場合において、算定された占用料等の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。

(平26条例21・一部改正)

(占用料等の減免)

第3条 知事は、直接に公共の用に供するため土地を占用し、又は土石を採取する場合その他知事が特別の理由があると認める場合は、許可を受けた者の申請により、占用料等を減免することができる。

(占用料等の徴収方法)

第4条 占用料等は、毎会計年度ごとに当該年度分を知事の発行する納入通知書により徴収する。

(占用料等の還付)

第5条 既に徴収した占用料等は、還付しない。ただし、知事は、天災地変その他許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によって、許可に係る目的を達することができなくなった場合は、許可を受けた者の申請により、占用料等の全部又は一部を還付することができる。

(督促及び延滞金)

第6条 知事は、占用料等をその納付期限までに納付しない者に対して、納付期限の翌日から起算して20日以内に督促状により、期限を指定して督促するものとする。この場合において、督促状により指定する期限は、督促状を発行した日から起算して20日を経過した日とする。

2 前項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までに占用料等を完納しないときは、知事は、延滞金を徴収する。ただし、知事は、天災地変その他延滞金を納付すべき者の責めに帰することのできない理由により特に必要があると認める場合は、延滞金を納付すべき者の申請により、延滞金を減免することができる。

3 前項の規定により徴収する延滞金の額は、海岸法施行規則（昭和31年／農林省／運輸省／建設省／令第1号）第9条の規定に基づき納付すべき占用料等の額につき年10.75パーセントの割合で納付期限の翌日から納付すべき占用料等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。この場合において、占用料等の納付期限後にその額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる納付すべき占用料等の額は、その納付のあった額を控除した額とする。

4 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

5 第2項の延滞金は、知事の発行する納入通知書により徴収する。

(平12条例25・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に富山県海岸保全区域における占用料及び土石採取料徴収規則（昭和47年富山県規則第18号）の規定によりした占用料等の減免若しくは還付又は富山県建設省所管公共用財産の使用等に関する規則（平成2年富山県規則第31号）の規定によりした使用料等（一般公共海岸区域に係るものに限る。）の減免若しくは返還は、この条例の規定によりした占用料等の減免又は還付とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に富山県海岸保全区域における占用料及び土石採取料徴収規則の規定によりされている占用料等の減免若しくは還付の申請又は富山県建設省所管公共用財産の使用等に関する規則の規定によりされている使用料等（一般公共海岸区域に係るものに限る。）の減免若しくは返還の申請は、この条例の規定によりされた占用料等の減免又は還付の申請とみなす。

附 則（平成12年条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(督促及び延滞金に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、平成12年4月1日以後に納付期限が到来する占用料及び土石採取料について適用する。

附 則（平成26年条例第21号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に第25条から第27条まで又は第32条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る産出物採取料、土石採取料又は特別観覧料の額については、第25条から第27条まで又は第32条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

別表（第2条関係）

（平12条例25・平26条例21・一部改正）

1 占用料

占用の態様区分		単位	金額（年額）
鉄道、軌道、軌条又はこれらに類するものの設置		1車両通行施設1メートル	330円
電柱、支柱、支線、標柱又はこれらに類するものの設置		1本	710円
鉄塔又はこれに類するものの設置		1基	1,970円
架空線類の架設		長さ1メートル	10円
管類、ケーブル又はこれらに類するものの埋布設	口径20センチメートル未満	長さ1メートル	230円
	口径20センチメートル以上30センチメートル未満	長さ1メートル	370円
	口径30センチメートル以上	長さ1メートル	500円
温泉、鉱泉、天然ガス等をゆう出させるための施設の設置	採取に係るもの	1箇所	45,010円
	試掘に係るもの	1箇所	13,580円
広告塔、広告板又はこれらに類するものの設置		表示面積1平方メートル	1,450円
上記以外の工作物の設置		占用面積1平方メートル	270円
道路、通路橋、栈橋等の設置		占用面積1平方メートル	90円
駐車場、材料置場又はこれらに類するもの		占用面積1平方メートル	14円

	トール	
--	-----	--

備考

- 1 この表に定めのないものの占用料の額については、類似の占用の態様区分により、その都度知事が定めるものとする。
- 2 占用料の額は、会計年度ごとに算出するものとし、当該年度における占用の期間が1年未満であるときは月割りをもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは1年として計算するものとする。
- 3 算出の基礎とするこの表に掲げる単位に係る数値について、単位未満の端数がある場合又はその数値が単位に満たない場合は、当該単位まで切り上げて計算するものとする。

2 土石採取料

土石の種類	単位	金額	摘要
砂	1立方メートル	173円	0.1ミリメートル以上5ミリメートル未満のふるい目を通るもの
砂利	1立方メートル	185円	5ミリメートル以上8センチメートル未満のふるい目を通るもの
栗石	1立方メートル	161円	直径8センチメートル以上15センチメートル以下のもの
選別用土砂	1立方メートル	161円	土、砂、砂利、玉石等を含むもので、選別して骨材を生産するもの

備考

- 1 この表に定めのないものの土石採取料の額については、類似の土石の種類により、その都度知事が定めるものとする。
- 2 算出の基礎とするこの表に掲げる単位に係る数値について、1立方メートル未満の端数がある場合又はその数値が1立方メートルに満たない場合は、1立方メートルに切り上げて計算するものとする。